

さいたま市 選挙管理委員会 告示番号	さいたま市選挙管理委員会告示名	公布年月日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第30号	さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示	令和3年8月4日
さいたま市 選挙管理委員会 告示第31号	さいたま市選挙管理委員会及びさいたま市区選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示	令和3年8月4日

さいたま市選挙管理委員会告示第30号

さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年8月4日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大倉 浩

さいたま市公職選挙執行規程の一部を改正する告示

さいたま市公職選挙執行規程（平成15年さいたま市選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(投票用紙及び不在者投票用封筒の郵送) 第24条 令第53条第1項、令第65条の13の規定により読み替えて適用される令第53条第1項、 <u>令第59条の4第4項及び特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項</u> の区委員会が定める日は、当該選挙の公示又は告示の日前2日とする。ただし、法第48条の2第1項第4号に掲げる事由に該当する選挙人その他区委員会が特に認める選挙人に係る投票用紙及び不在者投票用封筒等の郵送等については、この限りでない。 2 [略]	(投票用紙及び不在者投票用封筒の郵送) 第24条 令第53条第1項、令第65条の13の規定により読み替えて適用される令第53条第1項 <u>及び</u> 令第59条の4第4項の区委員会が定める日は、当該選挙の公示又は告示の日前2日とする。ただし、法第48条の2第1項第4号に掲げる事由に該当する選挙人その他区委員会が <u>特に</u> 認める選挙人に係る投票用紙及び不在者投票用封筒等の郵送等については、この限りでない。 2 [略]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市選挙管理委員会告示第31号

さいたま市選挙管理委員会及びさいたま市区選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年8月4日

さいたま市選挙管理委員会委員長 大倉 浩

さいたま市選挙管理委員会及びさいたま市区選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

さいたま市選挙管理委員会及びさいたま市区選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成30年選挙管理委員会告示第20号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>さいたま市選挙管理委員会及びさいたま市区選挙管理委員会の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程</u></p> <p>さいたま市選挙管理委員会及びさいたま市の区選挙管理委員会の所管する行政手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、<u>さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則</u>(平成18年さいたま市規則第154号)の例による。</p>	<p><u>さいたま市選挙管理委員会及びさいたま市区選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程</u></p> <p>さいたま市選挙管理委員会及びさいたま市の区選挙管理委員会の所管する行政手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の選挙管理委員会規程に特別の定めのある場合を除くほか、<u>さいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u>(平成18年さいたま市規則第154号)の例による。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。